

令和4年第1回
利根町議会定例会会議録 第4号

令和4年3月8日 午前10時開議

1. 出席議員

2番	山崎誠一郎君	7番	花嶋美清雄君
3番	片山啓君	8番	井原正光君
4番	大越勇一君	9番	五十嵐辰雄君
5番	石井公一郎君	11番	船川京子君
6番	石山肖子君	12番	新井邦弘君

1. 欠席議員

10番 若泉昌寿君

1. 説明のため出席した者の氏名

町長	佐々木喜章君
教育長	海老澤勤君
総務課長兼防災危機管理課長	飯塚良一君
政策企画課長	川上叔春君
財政課長	蜂谷忠義君
子育て支援課長	花嶋みゆき君
保健福祉センター所長	狩谷美弥子君
学校教育課長	中村寛之君
生涯学習課長	桜井保夫君

1. 職務のため出席した者の氏名

議会事務局長	大越聖之
書記	荒井裕二
書記	野田あゆ美

1. 議事日程

議 事 日 程 第 4 号

令和4年3月8日（火曜日）

午前10時開議

日程第1 一般質問

1. 本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

午前10時00分開議

○議長（新井邦弘君） おはようございます。

ただいまの出席議員は10名です。10番若泉昌寿議員から、所用のため欠席という届出がありました。

定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

議事日程に入る前に、一般質問についての確認事項を申し上げます。

執行部には反問権を付与しております。議員の質問に疑問があるときは、反問する旨宣告し、議長の許可を得て反問してください。

次に、議員に申し上げます。会議規則第61条第1項の規定により、一般質問は町の一般事務についてただすものです。したがって、町の一般事務に関係のないものは認められません。通告に従い、十分にこれらのルールを遵守するようお願い申し上げます。

それでは議事日程に入ります。

○議長（新井邦弘君） 日程第1，一般質問を行います。

通告順に質問を許します。

9番通告，5番石井公一郎議員。

〔5番石井公一郎君登壇〕

○5番（石井公一郎君） おはようございます。9番通告，5番石井公一郎です。

今回は、1点目として放課後児童クラブの運営について、2点目が鎌倉街道の駐車場とトイレの設置について、3番目に旧東文間小学校跡地利用についての3点を質問いたします。

それでは、1点目の放課後児童クラブの運営について、文小学校，文間小学校を布川小学校に令和5年4月1日に統合し、利根小学校とするようなことになっております。統合後1か所での放課後児童クラブの運営について、以前、質問いたしました。学校生活の延長上で同じ敷地内で運営することが理想的、統合時の利根小学校の児童クラブ利用者数の推測から、現在の布川小学校の児童クラブでは賄い切れない状況である。しかし、今後、

準備委員会の中で、保護者や地域住民の方などの意見を伺いながら協議していくと答弁されましたが、その進捗状況についてお伺いいたします。

○議長（新井邦弘君） 石井公一郎議員の質問に対する答弁を求めます。

花嶋子育て支援課長。

〔子育て支援課長花嶋みゆき君登壇〕

○子育て支援課長（花嶋みゆき君） それでは、石井議員の御質問にお答えいたします。

小学校統合時における放課後児童クラブの運営についてですが、1月26日の第11回利根町立小学校統合準備委員会において議事として協議する予定でしたが、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から現在会議の開催が延期となっており、3月下旬に予定しておりますので、その中で、保護者や地域住民の委員の御意見を伺いながら協議してまいります。

○議長（新井邦弘君） 石井議員。

○5番（石井公一郎君） 今、コロナの関係で会議が開けなかったと、住民と保護者と意見を聞くのが、本当に聞いて、何というのかな、どうしていこうかという、これ1回も聞いていないんですか。初めて今、質疑した。それでこの前は、学校教育課が答弁したんです。今度、子育て支援課長が答える、この辺、内部ではどのような話合いをして、今後の児童クラブを進めていると。この前の私の言った答弁は、学校教育課が答弁したわけです。その辺、内部でどのようなことなのでしょう、その辺いかがですか。

○議長（新井邦弘君） 花嶋子育て支援課長。

○子育て支援課長（花嶋みゆき君） 事務局のほうでは、学校教育課のほうと打合せを行いまして、やはり新しい児童クラブもありますので、今現在ある3か所の児童クラブをそのまま継続して運営していく方向で検討しておりまして、小学校統合後の児童クラブの運営につきましては、現在の児童クラブ3か所を利用しないと子供たちを賄い切れないというような状況になっておりますので、統合準備委員会のほうでは、現在の3か所の児童クラブをそのまま継続して運営する御報告をいたします。その上で、御質問や御提案をいただきながら児童クラブについて検討していくといった方向で考えております。

以上です。

○議長（新井邦弘君） 石井議員。

○5番（石井公一郎君） そうすると、今の答弁を聞くと、今度、学校教育課は全然関係なくなると、子育て支援課がやっていきますよというようなことだと思うんですけども、この前の保護者、地域住民の意見を聞きながらやっていきますということで、コロナだから人を集めるのが難しくできませんでした。これはこのままだということは、あと1年なんてすぐ過ぎちゃうでしょう、ということをお前は心配しているんです。

ただ、本当に何というのかな、1か所でやる方向といっても、空き教室があれば1か所でできると思うんです。それが一番いい方向は、これは誰もが分かっていることなんです。

けれども、ただ、空き教室はとともできる状況ではないでしょう、何年ぐらいかかるか分からないですけれども、これが今40人学級、30人学級とか何だか分からないですけれども、そうやってきたときに、ずっと今までの文間小、文小を使って運営していくというようなことでしかないので、いつ頃そのような状況になるのか分からないでしょうけれども、分かる範囲で教えてください。

○議長（新井邦弘君） 中村学校教育課長。

○学校教育課長（中村寛之君） 石井議員から出ましたように、石井議員から、前回、質問してもらったときには、統合関係の話でいろいろ出たと思うので、その中で、子育て支援課と学校教育課、当然児童クラブについては一緒に協議して進めておりますので、その中で前任者の学校教育課長が答弁していることだと思います。それで、今現状も子育て支援のほうと学校教育課、当然連携して話し合いをして、それで進めております。今回その件に関しましても、3校で一応やる、今までどおりということで、前回、石井議員から出たように、子供が早く、低学年が早く終わったり、高学年の帰りが一斉でなったりということで、その辺も含めまして、当然、早く下校する場合にはそのためにバスを出すというようなところで、全部こちらのほうで一応、子育て支援課と話をしまして、ある程度案をできている状況で、1月のときにやる予定だったんですけれども、今度3月にその案を示して準備委員会の方々からいろいろ意見を聞いて、また調整していくということで考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（新井邦弘君） 石井議員。

○5番（石井公一郎君） ただいま学校教育課長から、この前の話したことは今までどおり、ただ、理想的には1校でやる方向が一番いいんですよというようなことなんだけれども、これはもう何というのかな、何年先とか全然予測がつかない、ついているんだったら、ただ、学校教育課とどっちが主体的に、子育て支援課が主体になってやっていくんだということが私らは聞いていても分からないところがあるんです。やはりその辺は、子育て支援課が児童クラブを実際実施しているわけです。だから、いかに子供たちが、学校では一緒にいるけれども、また児童クラブは別々にというような形で運営してくということだと思うんですけれども、その辺がはっきりしないと、今度から主体的に子育て支援課と学校教育課が協力し合ってやっていきますよと、ただ先ほども、バスの問題も出まして、低学年は早く帰るわけです。その費用負担、バス代の費用負担については、バスは、学校は今度送り迎え全部、遠いほうはバスでしょうから、その辺のことを考えると、バス代を子育て支援課が負担するのか、これは全部学校教育課のほうでバス代は見ると、ただ、やっている事業が違うのでその辺はどうなのかなと。

○議長（新井邦弘君） 中村学校教育課長。

○学校教育課長（中村寛之君） お答えいたします。

バス代につきましては、全部学校教育課のほうで持つような形です。それで、子育て支

援のほうにつきましては、その支援員の報酬といたしますか、そちらのほうの支払いということになってくると思います。バス代につきましては、スクールバス、うちのほうで全部見るような形になります。

以上です。

○議長（新井邦弘君） 石井議員。

○5番（石井公一郎君） それは分かりました。学校教育課のほうでみんなバス代を持ちますと、ただ、問題は、文小と文間小から一緒になって、その辺の子供たちが、本当に何ていうのかな、よくなるようにというようなことは、本当にその部分だけ、今度はまた別にしてくわけだから、その辺が子供たちのためになるようにしていかないと駄目なのかなというようには思うんです。町長、その辺どうですか。

○議長（新井邦弘君） 佐々木町長。

○町長（佐々木喜章君） 児童クラブに関しましては、今までどおり、文小、文間小そして布川小で見ると、そのことによって、統合後に子供たちの様子が変わったのかなとか、そういうこともきめ細かに見るのが、今までの支援員さんが見ることができるのかなと、1年ぐらいその後は、時代は変わっていくでしょうけれども、皆さんの意見聞きながらどういうふうにしたらいいか。まずは、空き教室もないということで一気に見ることはできないということで、そうやっていたほうがいいのかということを決めたと私は聞いております。

私も思っております。小さなことでも、今まで子供たちを見てきた人たちが気がつけるという点から見たら、そのほうがいいのかと思っております。

○議長（新井邦弘君） 石井議員。

○5番（石井公一郎君） ただ、今の話を聞くと、やはり1か所で見るのは相当先になると思うんですけれども、大体いつ頃を、学校の生徒数とか何かを見ていけば分かると思うので、いつ頃を統合するように考えているのか、その辺はいかがですか。

○議長（新井邦弘君） 花嶋子育て支援課長。

○子育て支援課長（花嶋みゆき君） 今後の児童クラブの運営につきましては、子供たちの人口の推移と児童クラブの利用率、さらに学校の運営体制も含めて検討していくようになります。それで、まず3か所で運営していきまして、バスで移動できることにより、利用児童が急に増えましても待機児童が発生しないように対応することが可能となります。保護者にとってはメリットになると思われまます。

また、児童クラブごとの利用につきましては、基本的には、児童が住んでいる地区に近い各児童クラブを継続して利用していただけるように考えております。各児童クラブ担当の放課後児童支援員につきましても、元の小学校のときのまま顔ぶれを変更せずにお預かりする予定ですので、今までどおり子供たちの小さな変化にも気づくことができますので、気になることがあれば、お迎えの保護者へ児童の様子をきめ細かくお伝えしながら運営し

ていく予定です。

以上です。

○議長（新井邦弘君） 石井議員。

○5番（石井公一郎君） 何とか理想に近づく、1校で児童クラブが運営できるようにお願いします。

それでは、2番目の鎌倉街道の駐車場とトイレの設置について、以前に質問したんですが、答弁では、鎌倉街道は町の指定史跡であることから、駐車場、トイレは必要になってくることは確かだと。また、いろいろな方向から検討するとのことで、町長からそのような答弁をこの前いただきました。それで、現在の進捗状況についてお聞きいたします。

○議長（新井邦弘君） 桜井生涯学習課長。

○生涯学習課長（桜井保夫君） それではお答えいたします。

鎌倉街道は、平成16年に町指定文化財に指定されております。パンフレットにも掲載されており、見学者が訪れていることから、将来的には、駐車場やトイレの整備は必要になってくるものと考えております。

整備につきましては、文化財保護の観点から設置する場所をどこにするのか、また鎌倉街道の入り口付近はもえぎ野台の住宅地に隣接しているため、近隣住民より理解を得ることが必要になってまいります。

現在の状況でございますが、駐車場の案内につきましては、もえぎ野台方面から見学される方は泉光寺入り口付近を、逆ルート方面から見学される場合は、根本寺前の押戸集会所駐車場を案内しております。現在は、問題解決に向け、関係各課と協議している状況でございます。

○議長（新井邦弘君） 石井議員。

○5番（石井公一郎君） この前も、県の森林の事業で、あの部分をきれいに伐採して、それで今はボランティアで整備しているというようなことで、この前も質問したときには、ガソリン代、燃料代と刈り払いの刃、それを町から供給してくれるというようなことなんですけれども、ただ来たときに、この前も話しましたがけれども、今言われたように、もえぎ野のところかな、入る道路は道路からして狭いんです。だから、来ても車も止められないというようなことが現状起こっていると。

ただ、この前も話したんですけども、女性の方が見に来たときに一番困るのはトイレなんですと、これはボランティアの方がそのようなことで、ですから何とか町のほうにパンフレットでもその史跡を紹介している話だから、何とか駐車場とトイレは作っていただきたいというような話がありましたので、今の状況を聞くと今見つけている最中だというようなことなんですけれども、何というのかな、駐車場を見つけるというのも結構大変だとは思っています。ただ、いつ頃までにそういう設置ができるかどうかというのはどのような考えしていますか。

○議長（新井邦弘君） 桜井生涯学習課長。

○生涯学習課長（桜井保夫君） お答えいたします。

議員今言われたとおり、いろんな問題がございまして、文化財としての保護と継承を図りながら観光地としてどう活用していくのか協議しているところでございますが、まず、駐車場の候補地が民地に限られていることがございます。また、議員おっしゃられたように、周辺の道路が狭いこと、近隣住民の理解を得るための方法など、すぐには解決できない課題があるのが現状でございます。

○議長（新井邦弘君） 石井議員。

○5番（石井公一郎君） それでは、今の話聞いているけれども、できる見込みというのは今のところ立っていない、これからも難しくて立ちそうもないような答弁なのだけれども、いつ頃までに設置、一生懸命やっているんでしょうけれども、その辺、森林の事業の整備だけはしても、やはりそれをしたんだから、そこは町の史跡として皆さんに紹介していくとなれば、そのときからいろんな検討をしていくべきだったと思うんです。いつ頃になったら、そういう駐車場でもトイレでもできるというあれが、今の答弁では、いつになるか分からないですよだから、これは整備しているボランティアで草刈りをやってきちんときれいになっているわけですから、その辺は、これは町長はどのような考えを持っているかお聞かせください。

○議長（新井邦弘君） 佐々木町長。

○町長（佐々木喜章君） なかなか難しい問題です。でも、なくてはならないというのは、よく分かります。根本寺のほうから入るところでトイレは遠いのかなと思ってみたり、真ん中ら辺に土地を購入して、その場所で作ったらいいのかなとかいろんな話合いはしているところです。でもやっぱり、一番最初のもえぎ野台から入るところ、あの太い木を伐採してという話合いもしました。住民の方が反対なされました。あそこを守って大事にしている方に聞くと、木は切るなとそんなような感じで、いろんな話が前に進まないのは現状でございます。

しかしながら、石井議員おっしゃるように、トイレは必ず必要だろうと思いますので、清掃するにも中に車が入っていかないということで、長野のほうの方式、そういうトイレもあるという話まで出ております。その辺までは煮詰まってきたところなので、もうしばらく待っていただければ、トイレのほうは何とかなるのかなと。駐車場は、大利根交通のバス停から遠いだろうとか、あそこ坂道ですから、いろんな話を今進行中でやっているところですが、一番、外から見に来る人が簡単に入っていけるような感じで、これからも場所を見つけようと考えているところです。

○議長（新井邦弘君） 石井議員。

○5番（石井公一郎君） 今、町長の答弁もありましたように、どうしてもトイレというのは必要だというような、当然で、何とか一日も早く設置、駐車場は土地を見つけるのは

大変だとそれは私も思います。だけれども、トイレについては何とか早く設置するような方向で動いているというようなことで、よろしくお願ひしたいというように思います。

それでは、3番目の旧東文間小学校跡地利用についてというようなことで、町長就任当時は生涯学習施設として利用する方向で進めておりました。ただ、お金が相当かかると、かかり過ぎると、そのような状況の中で、小中学校適正配置等調査検討委員会から、小学校3校を1校に統合することが望ましいというという答申があり、廃校となる文小学校、文間小学校と旧東文間小学校の3校を一遍に決めていくことがベストだという答弁がありました。

現在は、学校跡地利用検討委員会で、廃校後の利活用方法を検討されていると思いますが、東文間小学校の利活用方法はどのような方針で進めてきたのか、また、その進捗状況についてお伺ひいたします。

○議長（新井邦弘君） 佐々木町長。

○町長（佐々木喜章君） 東文間小学校の跡地利用につきましては、平成23年3月に策定されました学校跡地等利活用計画において利活用方針が示されております。この計画においては、学校の跡地利活用の基本方針として三つ示されております。

一つ目が町の財源につながる民間施設の誘致、二つ目が町の活性化につながり、市街化調整区域内の立地条件を満たす。三つ目が町民が関われる使い方となっております。

また、跡地利活用計画案として三つ示されております。

一つ目の案が農業振興の拠点づくり、二つ目の案が福祉の拠点づくり、三つ目の案が暫定活用として地域住民への開放となっておりますので、私といたしましては、この学校跡地利活用計画に基づいた利活用を考えているところでございます。

進捗状況についてですが、名古屋市の事業者が学校校舎及びグラウンドを活用してキラゲの栽培を行いたいということで、町に令和3年8月に提案書の提出がありました。町といたしましても、この提案が学校跡地等利活用計画に沿った事業であるので、この事業の実施にかかる協議を行っているところであります。現在は、業者が開発行為の許可に向けて県と協議をしておりますので、開発行為の許可の見通しが立てば、議会及び周辺住民に説明会を行い、議会における承認手続をしてまいりたいと考えております。

また、令和3年12月には、土浦市の事業者がプールを活用して、マス、そしてウナギの養殖をしたいという話がありまして、令和4年1月に町から賃借条件等を説明したところでございます。

○議長（新井邦弘君） 石井議員。

○5番（石井公一郎君） 今、町長の答弁の中で、学校跡地等利活用計画、基本方針で、今町長言われたように、町の財源につながる民間施設の誘致というようなことで、活用基本方針と跡地活用案というようなことを話されましたが、東文間の小学校の跡地を本当に利活用できて町の財源につながるというような形は、それで町民もそこで働けるような場

になってももらえればと思うんですけども、ただ、学校自体どのような使い方をするんだかよく分からないんですけども、プール、もう一つは今町長言われたように、ウナギというようなことが、町のためにうまくそういう業者が利根町のためになってくれるというようなことであれば、それにこしたことはないです。やっぱりそれで何というのかな、先ほど言ったように、利根町の住民がそこで働いて給料もらえるというような、いい方向に向いてくれればいいんですけども、実際に、本当にそのような形に具体的になるような方向なんでしょうか。

○議長（新井邦弘君） 佐々木町長。

○町長（佐々木喜章君） プールの利活用なんですけど、一部事務組合の視察で、県南水道だったかな、鹿児島に行ってきました。ビニールハウスの中で養殖しているウナギを視察しまして、これ誰でもできるんだなと。私も石井議員も小さい頃から近くでウナギの養殖やっていたの知っていますけれども、お互い知っていると思うんですけど、あんなにすばらしいものじゃなくて、ウナギの性質というのは1か所集まって固まって寝るんです。だからプールでも仕切ると固まって寝て、うまく養殖ができるそうです。鹿児島の何町だっけな、あそこでは、ウナギでふるさと納税日本一になっています。そういった意味では、利根川がありますので、それと併せて名物になっていくのかなという考え方。あとプールは残していても非常に水道代もかかりますし、そんな点から、壊してしまえば普通の更地でずっと残ってってしまうものなので、プールと元の、石井議員御存じのとおり、もえぎ野の下にキノコ工場がございます。あそこと併せて、あっちではキノコをやっていたいて、プールで、両方合わせると何人か人が、働く人を集められるのかなとお話もありましたので、同じ業者で話をしているところです。まとまるかどうかはこれからなんですけど、あそこを、もえぎ野の下にキノコ工場もきれいに直して貸すんじゃないかと、現状で、あのまま片づけて貸すと、あとは業者の方がやってもらうというような感じで、お金をこっちではかけなくて、キノコとウナギとマスですか、今のところそんな考え方で話を進めているところです。

いろんなところに来てくれないかなということで声はかけているんですけど、今のところは、キノコに何か縁があるみたいでキノコばかり来ているんですけど、ここでウナギとマスが来たと、徐々に利根町もいろんな業界の方に声をかけているということだけでもプラスになってきているのかなと、これからはそういったことで、どんどんいろんな方が来てくれればいいのかなと考えています。

ふるさと納税、これからどんなふうになっていくか分かりませんが、多分、鹿児島の大崎町でしたね、日本一になったところのまねでも私はいいと思うんです。何十億もウナギだけで集めて、ビニールハウスの中でもできるという養殖なので、夢を見ながらみんなと相談しながら考えているところでございます。

○議長（新井邦弘君） 石井議員。

○5番（石井公一郎君） 今、町長が申されましたように、もう使われなくなった校舎あるいはプールを、本当にもう1回、業者が来て、町長が言われたように町の財源にもなりますよということが一番いいと思うんです。だから町長、頑張ってもらわなければならないと思うんですけれども、ただ、本当に実際に来ました、それで財源ができました、なるように、町長に頑張ってもらわなければならないというようには思っています。頑張ってください。

それにあれだけの校舎は、それともう一つは、その裏の体育館、体育館なんて見られたもんじゃないと思うんです。本当に取り壊すしかないのかなみたいなことだと思うんですけれども、あれば、ツタとか何かはあった中で、前に見たときも、床はもう駄目だし、上も、天井も落ちているような状況の中で、その辺もあのままずっと壊れるまで立てておくわけにはいかないと思うんです。その辺はいかがですか。

○議長（新井邦弘君） 佐々木町長。

○町長（佐々木喜章君） 私も生涯学習センターのほうに、再雇用のメンバーだけで生涯学習センターを運営しようということで人を送っていますので、あそこの周りの木、また根っこ、去年でしたっけかな、根っこを伐根して木も切っていただいて、東文間小学校の全てのそういったものに関して、職員でも切れるようなところは全部切って整備しております。

教室の中も、学校教育課の女子職員全員で全教室を雑巾を絞って拭いて、不要物を処分いたしました。床まで拭いたり、中を拭いたり、この木はおかしいだろうと校舎の入り口の木を切ってみたり、職員、結構やってくれているんです。外注しないで職員がそうやって竹の根っこを取ったり、周りの木を取ったり、結構働いてくれました。

あのままにしてはしようがないということで、やっぱり石井議員おっしゃるとおり、ツタでサッシを破ったり、また根っこで床を持ち上げたり、知らない人も多いでしょうけれども、本当にタケノコが床を持ち上げるというのは、竹の木が、本当なんです。体育館の床も根っこで持ち上がっちゃうんです。だから、ダンプ何台分もの根っこを取ったんです。暑い中大変だったと思いますが、そういうことをしながら壊れている箇所を見て、また、不要な物を処分しながら倉庫代わりにも使っていますけれども、維持していくと。それで、いろんなことを考えながら、どんなに壊れてもリフォームもありますし、そういったことで活用できる 때가くればいい、また、使わせてくれというような業者が来たときには、その業者にやってもらえるような方法も考えて、今のところ残していこうかなと考えているところです。

○議長（新井邦弘君） 石井議員。

○5番（石井公一郎君） そうすると、何というのかな、維持管理しながら、まだずっとあのまま残しておきますというようなことなんだけれども、やはり一番後ろの、先ほども言った、体育館、あれはどっちにしろ使いものにならないのかなというように見て思うんですけれども、維持管理してやって、あとは業者が来て町に財源を入れてくれる、営業し

て、幾らかでも町の財源に寄与してくれるというような業者を早く見つけていただいて、じゃないと、本当に何十年もあのままになっていたわけですから、だけれどもやっぱり教室でつくった学校ですから、本当に業者がすぐ使いやすいとばかりは、その辺がネックにはなっていると思うんです。今町長が言われたように、本当に業者が来て、それがうまく町にお金を落としてくれるような形になるように、町長、頑張ってください質問を終わります。

○議長（新井邦弘君） 石井公一郎議員の質問が終わりました。

暫時休憩とします。再開を11時とします。

午前10時43分休憩

午前11時00分開議

○議長（新井邦弘君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

10番通告，11番船川京子議員。

〔11番船川京子君登壇〕

○11番（船川京子君） 10番通告，11番船川京子です。冬に逆戻りしたような寒い中，傍聴にお運びいただき，ありがとうございます。また，カメラの向こうで貴重なお時間を費やし御視聴いただき，感謝申し上げます。

それでは，通告に従いまして質問をさせていただきます。

新型コロナウイルス感染による自宅療養者支援について，新型コロナウイルス感染症との闘いが始まり2年が経過しました。特に，昨年後半から押し寄せてきた第6波の波は大きく，茨城県でも陽性者が急増し，今年2月には連日1,000人を超えるという大波に見舞われている現状があります。昨日，大井川知事は臨時会見にて，茨城県の対策ステージを感染爆発医療崩壊のリスクが高い状態のステージ4から感染拡大している状態のステージ3に緩和すると発表されましたが，まだまだ予断を許さない事態であると感じています。

利根町でも新たな陽性者が，今年1月は62名，2月は237名，そして3月に入り，昨日はうれしいことに利根町では新たな陽性者は確認されませんでした。一昨日までに54名と，いまだかつてない多くの方が短期間で感染されている状況です。このような背景の下，町民の方からは，行政に対する具体的な支援が求められています。

町では，町民への安心安全なサービス向上を目指し，令和3年度利根町一般会計補正予算（第10号）にて，コロナ交付金を活用し，感染症予防対策事業が予算化されました。予算説明では，新型コロナウイルス感染症拡大により自宅療養者が増加することが想定されることから，安心安全に療養できる環境整備を図るため，自宅療養者等に生活支援物資を届けるための事業であること，また，陽性者は県の生活支援物資を受けることができるが，県の支援を受けられない濃厚接触者で自宅待機している方を対象に，本人からの申請を受け，町で支援をしていくとのことでした。

補正予算可決後に、陽性者であっても保健所になかなか電話が繋がらず、さらには県からの支援物資も届きにくい現場の声を保健福祉センターにお伝えいたしました。こうしたことに鑑み、陽性者に対する支援も町で行っていただきたい旨、御提案させていただくと、その直後に、新型コロナ感染症自宅療養者等への食料等の支援についての対象者に、県からの生活支援物資が得られない陽性者も追加されることとなり、安心の拡大につながったと感じています。

昨年、複数の町民の方から、陽性者もしくは濃厚接触者になった場合の買物に対する不安のお声を聞いていました。町にその声を届けさせていただいたところ、今後は検討が必要になることも考えられるとの姿勢を示されていましたが、補正予算にてこのような形で対応していただき、大変うれしく感じています。

町長は就任以来、スピード感をもった対応を重んじてこられ、町民の皆様の心配の声を即刻安心の形へと反映していただき、心配されていた方たちからは大きな安心と感謝の声が寄せられています。ある意味、利用されないことが望ましい事業であることは承知しておりますが、県からの支援物資が届きにくい自宅療養を余儀なくされている陽性者の方に支援の道筋をつくっていただけたことは高い評価が得られると期待しているところです。

それでは、一つ目の質問をさせていただきます。

この新型コロナ感染症自宅療養者等への食料等の支援の内容については、昨日の一般質問の中でお答えいただいた部分もありますので、もう少し詳しく具体的に伺いたいと思います。

まず初めに、調達業務と配送業務の委託先、次に連絡してからどのくらいの期間で支援物資が陽性者もしくは濃厚接触者宅に届くのでしょうか、置き配確認はどのように行うのでしょうか、また、県の支援を受けられていない陽性者の確認はどのように行うのでしょうか、さらに、陽性者家族以外で濃厚接触者と指定された方が申請する場合、決定基準をどのようにお考えなのかお伺いいたします。

○議長（新井邦弘君） 船川京子議員の質問に対する答弁を求めます。

狩谷保健福祉センター所長。

〔保健福祉センター所長狩谷美弥子君登壇〕

○保健福祉センター所長（狩谷美弥子君） それでは、船川議員の御質問にお答えいたします。

支援物資の調達先についてでございますが、株式会社カスミ利根町店さんをお願いしております。こちらにお願いしました経緯は、町内の幾つかのスーパー等で配送する支援物資の有無を確認し、見積り依頼を行った上で、価格面と依頼する支援物資を箱詰めし、保健福祉センターに納品が可能であるとの回答をいただいたカスミ利根町店さんをお願いいたしました。

なお、申請があった際、すぐ配送手続きができるよう、箱詰めした支援物資は保健福祉セ

ンターに常時保管してあります。配送を依頼する業者は、役場で通常利用しております龍ヶ崎郵便局でゆうパックにより在宅を確認の上、置き配する形をお願いをしてあります。

次に、申請があつてからどのくらいで御本人宅に届くのかという御質問でございますが、こちらに関しては、午前中までに申請いただければ、翌日に配送ができるように手配をしてございます。

続きまして、置き配の確認でございますが、こちらは、ゆうパックの配達の方が御自宅に御本人がいるかをチャイム等で確認し、玄関先等に置かせていただきます。その物資を御本人、御家族が受け取った旨を保健福祉センターにお電話をいただくようお願いしておりますので、これで確認を取っております。

次に、陽性者である県からの支援を受けることができない方への確認方法について御説明いたします。

支援物資の申請と受付は、濃厚接触者及び陽性者御本人から保健福祉センターへ電話をしていただくようにしておりますので、その際の聞き取りによって確認をしております。現在、陽性者御本人に対しては、県による自宅療養者向けの配食サービスを実施しておりますが、竜ヶ崎保健所管内での感染拡大のため、保健所からの陽性者に対する電話連絡に数日間を要しているため、陽性者御本人への配食サービス等の案内まで至っていない状況のようです。

陽性者御本人へのこのような状況を踏まえまして、保健福祉センターに支援物資支給の申請がございましたら、まず、陽性者御本人から竜ヶ崎保健所に連絡し、陽性であることを伝えた上で、県の配食サービスの申込みをしていただくようお願いしてあります。その結果、配食サービスの提供には数日を要するとの回答があつた場合には、人道的な観点から、安心して療養していただけるよう町から支援物資を支給している状況でございます。

続きまして、同居家族ではない陽性者との接触により濃厚接触者となつた方から支援の希望があつた際の決定基準でございますが、こちらでも電話の申請、聞き取りの際、状況を確認させていただいております。御本人からの電話による申請及び受付のときに聞き取りをいたしますので、その際、所属されている会社や学校等を含め陽性者との関係等をお聞きした上で支援物資の配送をしております。

説明は以上でございます。

○議長（新井邦弘君） 船川議員。

○11番（船川京子君） 今、課長の説明をいただいて、町としてはスムーズに現場、お困りの方に物資の供給が可能である道筋をつくっていただいたと理解をいたしました。

ただ、1点確認をさせていただきたいんですけれども、県の支援を受けられていない陽性者の確認という質問をさせていただいたところ、担当課長からも、なかなか保健所に電話がつながりにくい現状がある。そしてさらに案内には至っていないという発言がございました。しかしながら、保健所に電話がつながらないにもかかわらず、保健所のほうから

御本人になかなか支援の物資を届けるのには時間がかかるという，確認が取れてから町内陽性者の方には町からの支援を供給する，そのような道筋となっていると理解してよろしいのでしょうか。

○議長（新井邦弘君） 狩谷保健福祉センター所長。

○保健福祉センター所長（狩谷美弥子君） それでは，船川議員の御質問にお答えいたします。

竜ヶ崎保健所に限らず各保健所では業務が逼迫している状況は，皆様も御存じかと思われます。御本人から申請があった場合に，まず保健所との連絡がどういう状況になっているのかを確認させていただいた上で，保健所に連絡をしていただく，まずそこからスタートでございます。電話が繋がらないこともございます。タイミング的には電話が繋がるときもございます。それはその日の状況によって違います。ですので，まず御本人から保健所に電話連絡を入れていただきます。連絡がつかなくて，保健所との話が成り立たなかった。その際には，御本人からの状況を聞いて，町の支援物資を支給という形をさせていただいております。

以上でございます。

○議長（新井邦弘君） 船川議員。

○11番（船川京子君） ひとまず安心いたしました。今の課長の後者の説明を聞きかかったので確認をさせていただきました。

それでは，次の質問に移らせていただきます。

取組の拡張についてお聞きいたします。

対象者を陽性者家族の濃厚接触者のみではなく県の支援が届かない陽性者も加える，対象者の拡張と支援物資の選択肢の拡張も次の質問で通告の中でお聞きしたいと考えておりましたが，前者の対象者についてはお聞きするまでもなく既に対応していただいておりますので，二つ目の質問といたしましては，支援物資の内容についてお聞きしたいと思います。

品目の基本セットには，食品やティッシュペーパー等の日用品がそろえられ，希望者には1世帯に1個のトイレトペーパー，ハンドソープを追加することを可能としています。品目の末尾には「等」の文字がつけられていますが，個人の要望する品，例えば，紙おむつや生理用品などについてはどのようにお考えなのでしょうか。また，小学生以上を対象とされていますが，御家族の中には，赤ちゃんがいる場合，粉ミルクなども求められる可能性を感じます。支援の範囲の拡張は切りがないとの認識は持ちますが，現場のニーズに対し，ある程度の柔軟な対応が可能であると理解してよろしいのでしょうか，お伺いいたします。

○議長（新井邦弘君） 狩谷保健福祉センター所長。

○保健福祉センター所長（狩谷美弥子君） それでは，船川議員の御質問にお答えさせて

いただきます。

取組の拡張でございますが、こちらにつきましては、今、答弁させていただいたように、陽性者の急増に伴う保健所の業務逼迫により自宅療養をされている陽性者御本人に対する食料支援サービスが滞る場合には、陽性者御本人に対して既に支給の実施をしております。

今回御質問いただいた、個人が要望する、紙おむつ、生理用品、粉ミルクなどについてでございますが、粉ミルクは、メーカーや種類、成分、味などの特徴が多岐にわたっており、乳児の飲み方にも影響を来すことも考えられますので、支援物資に加えることは少し検討が必要かと思えます。

現時点で考えられるのは、紙おむつと生理用品の追加でございます。こちらは、1箱に詰める金額の関係で支援物資の内容を調整することが必要になりますので、申請者の状況をお聞きし、これらを加えることが可能であれば実施する方向で検討していきたいと思えます。

新型コロナウイルス感染症拡大により、いつ自宅療養や自宅待機になるか分かりませんので、町民の皆様には、御自分や御家族に必要な生活必需品を常時備蓄していただければ、このような心配も減るのではないかというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（新井邦弘君） 船川議員。

○11番（船川京子君） 紙おむつや生理用品に対して、追加としてお考えいただけるというお答えをいただき、少し安心をいたしました。

また、粉ミルクの件なのですけれども、確かに調達業務を委託するところがカスミということで、実際に粉ミルクも赤ちゃんの年齢によっても違いますし、調達するのがやはり困難であるということは、大変よく私も子育てを経験しておりますので理解するところです。ただ、粉ミルクを必要とする乳児が、本人にならないとは限らない、その気持ちは残りますが、課長もおっしゃったように、やはりこのウイズコロナの時代、自然災害も含め、それぞれの御家庭で何があるか分からない、それに備えておくことの重要性を、今回いろいろ調査を進めていく中で大変強く感じました。

特に、赤ちゃんの粉ミルクや生理用品、紙おむつ、トイレットペーパーなどの消耗品は、必ずしもそろえられる御家庭ばかりではないかもしれませんが、やはり個々の危機管理の環境整備も含めて、ぜひ町民の方をお願いしたいと感じております。その上で、担当である危機管理課、また、保健福祉センター双方ともに町民の方に啓発活動を、そこに力を注いでいただければなと念願をすることでございます。

それでは、次の質問に移らせていただきます。

防災減災対策について、地震発生時に公式発表される震度について伺いたいと思えます。

これまで、特に東日本大震災以降、町民の方から、震度計設置場所についての御意見や御要望など多くのお声をお聞きしてまいりました。議会でも複数回にわたり一般質問に取

り上げられてきているところです。

発表される震度と体感による震度との差異や隣接する市町村との数値を比較すると、利根町は低い数値を示していると感じている町民が大半ではないかと思います。体感同様、通常と思われる震度が見込める場所へ震度計の移設を望む声も少なくありません。町の対応としては、水戸地方気象台へ相談に行ったところ、許容範囲内の数値であるとの認識を示されたこと、また、震度計移設先の選別や移設費用など課題を抱えていることも承知しています。町全体を見回し、望ましい移設先を見つけ出すための条件などを探ることもなかなか難しいと考えます。

このような背景の下、これまでの町の対応や考え方などを町民の方にお伝えしていく中で、ある程度の御理解をいただけていることは感じるものの二つの目立った心配のお声をお聞きいたしました。

一つは、自治体で発表される震度の数値が個人でかけられている災害保険などの補償に影響するのではないかと。これについては、民間保険会社を総合的に扱い窓口としている保険会社に確認をしたところ、地域における震度に関係なく、あくまでも対象物の被害状況で判断するとの回答を受けました。

そしてもう一つは、自治体における震度数値によって、国県の対応や支援などに影響が出るのではないかとということです。町として、災害発生時に震度によって当然受けられる支援内容にマイナス影響が出るのであれば、それは直接的に町民に関わることなのでこの御心配の声が聞かれました。震度により国や県からの支援などに町が受ける影響はあるのでしょうか、お伺いいたします。

○議長（新井邦弘君） 飯塚防災危機管理課長。

○総務課長兼防災危機管理課長（飯塚良一君） 国や県からの町への支援につきましては、災害救助法の適用による支援、激甚災害法による支援がございます。どちらも被害状況に応じ対象になるか、否か判断されるため、震度による影響はございません。つまり震度の強弱ではなく、建物等の被害状況やその被害規模により判断されるということになります。

○議長（新井邦弘君） 船川議員。

○11番（船川京子君） つまりは、県からの被害状況の確認や町からの被害状況の報告など相互の情報確認をベースに支援内容が決まっていく、そのように理解してよろしいのでしょうか。

○議長（新井邦弘君） 飯塚防災危機管理課長。

○総務課長兼防災危機管理課長（飯塚良一君） そのとおりでございます。

ただ、災害救助法と激甚災害の手続については若干違っておりまして、災害救助法の場合には、町民の方の生活支援に対するもの、それと災害対応に対する支援でございまして、これにつきましては、まず利根町のほうから災害救助法の適用申請を県に上げていく、それに基づいて、県のほうでは国と調整をした上で、県が適用するかしないかというのを決

定していきます。

激甚災害法の支援につきましては、災害復旧に対する支援でございます。これにつきましては、町と県のほうで被害状況を調査しまして、国へ報告します。国のほうは、復旧の査定見込み額を算定し、基準に合えば激甚災害の指定という形になってまいります。県、国が絡んでくるという点では全く一緒なんですけど、手続に若干の違いがございます。

○議長（新井邦弘君） 船川議員。

○11番（船川京子君） 結論から言うと、公式発表される震度で町に対する支援にマイナスの影響はないということが認識できましたので、その部分は町民の皆様にも御理解をいただけることと考えます。それでも、やはり体感とか近隣の市町村の数字というのは気になるところなので、この件に関しては、町民の皆様の声がある限り、行政としても検討材料の一つに位置づけていただければと思います。

また、さらに有事の際に、即座に町全体の被災状況を把握するのは大変に難しいことだと思いますが、今の課長のお答えを聞くと、でき得る限り町内隅々まで目を配り、迅速な対応で県への働きかけに御尽力いただくことが、町にとって有事の際に大きなプラスになるということも認識をいたしましたので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

それでは、次の質問に移らせていただきます。

町内ドラッグストア、株式会社マツモトキヨシと株式会社サンドラッグ2社との災害時における物資の供給協力に関する協定についてお聞きしたいと思ひます。

町では、昨年、町内ドラッグストア2社と協定を結び、災害時に被災住民などを救済するための物資を迅速かつ円滑に調達し、供給するために定めたものとしています。町公式ホームページや「広報とね」などでも、町長は本協定の締結により医薬品など物資供給を強化することができ、今後起こり得る災害への備えや対応において町民にとって非常に心強いものとなりましたとの思いを示され、私のところにも喜びの声が大変多く届いています。そこで、この協定の現場における具体的な活用方法をお伺ひいたします。

○議長（新井邦弘君） 飯塚防災危機管理課長。

○総務課長兼防災危機管理課長（飯塚良一君） ただいまの2社が取り扱っている主な商品は、医薬品や食料品または日常生活品などがございます。そして実際にこの協定が活用されるときは、流通が停止したときや避難生活が長引いたとき、また、町の備蓄品が不足したときなどが考えられます。その際、2社の持つ流通ネットワークを生かして、優先的に応急物資を町に供給していただくというものでございます。

○議長（新井邦弘君） 船川議員。

○11番（船川京子君） 内容はよく理解いたしました。優先的に町に供給ということは、具体的にはどのような形で町民の方に反映されるのでしょうか。

○議長（新井邦弘君） 飯塚防災危機管理課長。

○総務課長兼防災危機管理課長（飯塚良一君） 優先的にというのは、町のほうで当然避

難者の方に届けるという作業がございますので、流れるには、町のほうから物資の供給依頼をこの2社に行います。最終的に物資の納入をしていただくのですが、そのときに、店舗にあるものも当然ございます、それと店舗にないものもございます。店舗にないものにつきましては、各社が持つ流通ネットワークを生かしていただいて、例えば、災害のない地域に、被害を受けなかったところに納品するものに関しても、それを優先的にこちらに回していただくというような形になるかと思えます。

○議長（新井邦弘君） 船川議員。

○11番（船川京子君） 今の課長の説明ですと、要するに、避難所の方に対する物資の供給というふうに理解をしたのですが、避難所に避難されている方、それでよろしいですか。

○議長（新井邦弘君） 飯塚防災危機管理課長。

○総務課長兼防災危機管理課長（飯塚良一君） 当然、災害が長引いたときに、対応が長引いたときということになりますが、避難所に避難されている方は当然、また、在宅避難というのも考えられますので、その場合にも対応していきたいというふうに思っております。

○議長（新井邦弘君） 船川議員。

○11番（船川京子君） あくまでも、長引いた場合という前置きがありましたが、在宅避難の方にまで供給のルートを開いていただけたことは、大変うれしく感じます。また、災害状況、被害状況によっては、その店舗にないものも供給できるルート、そこまでつくっていただけたということは、これは町民の方からも支持を受けられる内容ではないかと感じます。

やはり災害に対しては、具体的にどんな支援を町民の方にすることがプラスになるのかと考えたときに、起こるか分からないか分からない、しかし、こういう場合にはこうするというその想定への備えが大変力強いものになると思います。その意味では、課長の対応はとても評価されることだと思いますので、今後とも、ぜひ危機管理及び環境整備に御尽力いただきたいと思います。

それでは、次の質問に移らせていただきます。

エレベーター内での災害時対応についてお聞きしたいと思えます。

東日本大震災では、都市部を中心にエレベーターの閉じ込め事故が相次ぎ、その数210件、今後30年以内に起こり得る確率が70%も想定されている首都直下型地震では7,000台を超えるエレベーターが停止するとの予測が出ています。

そこで、町の公共施設においてエレベーターが停止した事例はあるのでしょうか。また、点検はどのように行っているのでしょうか。さらに、万が一災害や故障等でエレベーターが停止し閉じ込められた場合は、どのような対処法をお考えなのでしょうか。

以上3点についてお伺いいたします。

○議長（新井邦弘君） 蜂谷財政課長。

○財政課長（蜂谷忠義君） 庁舎のエレベーターが停止した事例ですが、東日本大震災時と台風の影響等で停電した際に停止した事例がございます。

エレベーターの点検についてですが、建築基準法第12条第3項の規定により、定期検査を年1回、建築基準法第8条に基づく定期点検は、エレベーターには遠隔用の装置が取り付けられているため、毎月遠隔によるリモートメンテナンス点検を行っています。また、定期整備について、各部位の調整、清掃、注油等を年4回行っており、その点検や整備の際、異常や不具合またはその兆候が現れた場合、直ちに適切な処置を行っております。

次に、エレベーターが停止し、閉じ込められた場合ですが、庁舎のエレベーターは、地震の際、エレベーターが初期微動を感知し、安全装置が作動して、自動で最寄りの階に停止し、扉が開きます。停電の際は、一時的に停止し、庁舎の非常用発電機が始動後、最寄りの階に停止し、扉が開きます。最寄りの階に停止した後については、エレベーターのシステムが安全を確認した場合は、自動で復帰いたします。自動で復帰しない場合は、現在、保守点検業務を委託している日立ビルシステム取手営業所から来るエンジニアによる再起動の対応をいたします。

また、万が一エレベーター内に取り残された場合は、役場から日立ビルシステムに連絡するほか、エレベーター内の利用者が非常用通話装置を使い、直接日立ビルシステムの管制センターの技術員と話していただくこととなります。通報を受けてから自動復帰しない場合と同様、取手営業所から来るエンジニアによる対応となっております。

○議長（新井邦弘君） 桜井生涯学習課長。

○生涯学習課長（桜井保夫君） お答えいたします。

生涯学習課管轄のエレベーターは、図書館、生涯学習センター、コミュニティセンターに設置されております。これまでにエレベーターが停止した事例でございますが、生涯学習センターで、令和2年に震度4の地震により停止した事例がございます。点検方法やエレベーターが停止し、閉じ込められた場合の対処法につきましては、役場庁舎と同様になってございます。

○議長（新井邦弘君） 船川議員。

○11番（船川京子君） 二重、三重に安全確保をされていることは大変よく理解いたしました。

先ほどの財政課長の答弁の中で最後のほうに、万が一自動復帰ができない場合には業者に連絡をするというお話がありましたが、利根町のエレベーターが、生涯学習施設もそうですが、万が一自動復帰しないような状況があった場合、それは利根町だけではなく、どこも皆そういう状態になる可能性が大きいと思うので、復旧まで大変時間を要するという、そのような可能性もゼロではないと考えております。

そこで、次の質問に移らせていただきたいと思います。

エレベーターチェア設置についてのお考えをお聞きしたいと思います。

全国を見渡すと想定を超える災害が相次ぐことから、備えとして、エレベーターチェアを設置する公共施設や商業ビルが増えてきています。

先日、視察研修のため、稲敷市役所、龍ヶ崎市役所に伺いましたが、どちらにもエレベーターチェアが設置されていました。

エレベーターチェアとは、エレベーター籠の4隅の一角に置く三角の椅子のようなものです。ふだんは高齢者や妊婦さんなどの優先席や荷物置きとして使用できます。中には災害時に必要と思われるペットボトル入りの飲料用水、トイレットペーパー、両手で簡単に折れば光り出す電池の要らないケミカルライト、ウェットティッシュなどの非常用物品や季節によって異なる寒暖ニーズに応える使い捨てカイロや冷却ジェルなどが収納されています。また、状況によっては、非常用トイレとしても使用でき、そのための目隠しとしても活用できる保温用アルミシートも用意されているなど、なかなかの優れものです。

万が一緊急事態が発生したとして、そこに最低限必要と思われるものが備蓄してある、用意してあることで慌てず対応することができ、町民の皆様に対する安心安全なサービスの提供につながると考えます。エレベーターチェア設置についてのお考えをお伺いいたします。

○議長（新井邦弘君） 蜂谷財政課長。

○財政課長（蜂谷忠義君） エレベーターチェア設置についてですが、大地震等での万が一に備え、設置する方向で準備していきたいと考えております。

○議長（新井邦弘君） 桜井生涯学習課長。

○生涯学習課長（桜井保夫君） お答えいたします。

エレベーターチェアにつきましては、財政課と同様に設置する方向で考えております。

○議長（新井邦弘君） 船川議員。

○11番（船川京子君） どちらも設置の方向で考えていただけるということで、大きく期待をさせていただきたいと考えます。

そこでもう一つ、今、ちょっと課長から御発言なかったんですけども、学校施設における対応はどのようにお考えでしょうか。

○議長（新井邦弘君） 中村学校教育課長。

○学校教育課長（中村寛之君） 学校につきましては、今度統合される利根小学校に令和5年4月から開校になるわけですが、そこに文部科学省から、学校施設バリアフリー化推進指針により、障害のある児童、学校施設を利用する地域の障害者及び高齢者への配慮することの有効性が明記されておりますので、今回、文部科学省所管の学校施設環境改善交付金の交付を受け、エレベーター等設置いたしますので、そこにも今、財政課、生涯学習課で言ったように、設置の検討させていただきます。設計の段階で考えておらなかったんですけども、設置を検討させていただきたいと思います。

○議長（新井邦弘君） 船川議員。

○11番（船川京子君） また一つ、町民の皆様に安心安全の提供ができるのではないかと考えます。

それでは、最後の質問をさせていただきます。

ふれ愛タクシーの運行についてお聞きしたいと思います。

町長は、町民の皆様に、令和4年7月から、ふれ愛タクシーを増車し、JAとりで総合医療センターを乗り入れ先として追加することをお知らせしています。長年にわたり、町の公共交通サービスにおける運行エリアの拡大が望まれてきました。特に、高齢者の方から、公共交通の運行に対し、かかりつけ医をはじめ各医療関係機関への利用ができる乗り入れ先の追加希望を強く要望される声が大変多く聞かれてきたところです。

町では、町内在住60歳以上の方を対象に実施した利根町公共交通に関するアンケート調査結果で、ふれ愛タクシーの町外行き先の追加を希望する方が多く、乗り入れ先としてJAとりで総合医療センターが最も多かったことから、交通事業者や関係機関と粘り強く交渉を行い、本年7月からの運行開始が実現できたと伺っています。現在、私のところにも多くの町民の方から喜びの声が寄せられ、大変うれしく感じるとともに、町長をはじめ担当課長、職員の皆様の尽力に対し、高い評価の声を数多く聞いています。

そこで、うれしい反面、財源確保に対するお問合わせも少なからずいただいているところです。ふれ愛タクシー増車とJAとりで総合医療センターへの乗り入れにおいての財源の内訳をお伺いたします。

○議長（新井邦弘君） 佐々木町長。

○町長（佐々木喜章君） ふれ愛タクシーにかかる運行経費としまして、町に事業者がある株式会社布川交通に運行業務を委託し、業務委託料として支出しております。令和4年度から、JAとりで総合医療センターへの乗り入れに伴い、これまでの2台から3台に増車することで予算も増額してまいります。これら3台分の経費は細かな算定方法はあるものの、毎年度、国の特別交付税で措置されますので、町の一般財源による実質的な負担はほとんどございません。

○議長（新井邦弘君） 船川議員。

○11番（船川京子君） 今、町長から御説明をいただきましたように、特別交付税で賄われる、これは町にとっては大変大きなプラスになると思います。2台から3台に増車したにもかかわらず、一般会計から持ち出す金額は少なく、町民の皆様に対するサービスの向上が実現できたということは、大変うれしく感じるところです。そこで、次は、ふれ愛タクシーの運行についてはお聞きしたいと思います。

それでは、次にもう一つ質問させていただきます。

このような喜びの声とともにいただいた意見の中で最も多かったのは、かかりつけの耳鼻科医院及び眼科医院など、乗り入れ先の追加を検討してほしいとの御要望でした。御承

知のように、町内には、耳鼻科医院、眼科医院はありません。町民の皆様は、近隣自治体の医院に通われている方がほとんどです。数年間お世話になってきた耳鼻科や眼科への通院が年を重ねるごとに困難になっていく中、玄関から病院まで直通で行かれるふれ愛タクシーは、御高齢の方にとっては大変うれしい魅力ある福祉サービスだと思います。かかりつけの耳鼻科医院、眼科医院への通院に対する町公共交通の対応についてどのようなお考えをお持ちなのか伺いたします。

○議長（新井邦弘君） 佐々木町長。

○町長（佐々木喜章君） 当町には耳鼻科や眼科の医療機関がないため、このような医療機関に通院する場合は町外まで通院されていることは認識しております。町外にある医療機関への公共交通の対応といたしましては、町民の皆様それぞれに御希望の医療機関があることから、それら全てに対応することは難しいため、様々な診療科目のある総合病院への乗り入れを行っております。

現在は、ふれ愛タクシーで龍ヶ崎済生会病院への乗り入れを行っており、多くの方に御利用いただいております。令和4年度からは、新たにJAとりで総合医療センターにも乗り入れを行ってまいります。これにより、行き先の選択肢が広がり、より一層の利便性が高まるものと思っております。

議員御指摘にある、総合病院ではないかかりつけ医院などへの運行を希望している方も一定数おられます。しかしながら、町外へのふれ愛タクシーの乗り入れは、既存の民間交通事業者への影響もあることから、関係機関との調整や利根町地域公共交通会議の協議に時間がかかりますので、JAとりで総合医療センターへの利用状況なども見据えながら考えていきたいと思っております。

○議長（新井邦弘君） 船川議員。

○11番（船川京子君） 確かに町長がおっしゃるように、それぞれの方がかかりつけの眼科や耳鼻科の医院は別々だと思いますが、利根町では一つ私は特色感じるんですけども、結構同じ耳鼻科や同じ眼科を利用されている方が多いような印象を持っていることも否定はできないかなと感じてはおります。

ただ本当に、町長、おっしゃるように、整合性や公平性、公正性を考えたときに、総合病院、これは一番望ましい部分だと思います。しかしながら、総合病院に行っても耳鼻科、眼科にかかるには時間もかかりますし、そう簡単にはいかない部分も昨今はあるのではないかなと、そんな印象も持っております。

コロナがどういう形になるかは誰にも分かりませんが、今後の見通しを考えた場合に、これだけ大変な地元の公共交通の会社と、恐らく、本当に粘り強い交渉を続けた中で、今回のJAとりでに行けるという結果を出されたらと認識をしておりますので、今後も町民の皆様の声聞きながら、この耳鼻科と眼科に対する対応は御検討の土俵に乗せていただき調査していただければと思います。

現場をよく知る担当課長はどのようにお考えですか。

○議長（新井邦弘君） 川上政策企画課長。

○政策企画課長（川上叔春君） お答えをいたします。

先ほど町長が申しあげましたように、町外への乗り入れについては、利用者の方が大変望んでおられる事項でありますので、今回は、7月からJAとりで総合医療センターに乗り入れを行いますので、そこら辺の様子を見ながら考えていきたいと思えます。

あと、課内でちょっと話をしている中では、例えば、今、関東鉄道の竜ヶ崎駅までふれ愛タクシーが行っておりますので、そこで龍ヶ崎市のコミュニティバスに乗り換えて目的地まで行くという方法も一つ、大変ではあるかもしれませんが、そういったことも可能ですので、そういったこともお知らせをいきながら、あと、JAとりで総合医療センターへの乗り入れ状況なども見ながら、利便性の向上については常に検討していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（新井邦弘君） 船川議員。

○11番（船川京子君） 確かに、現場の展開は、次のステップになるかと思いますが、社協の送迎サービス等も利用するなどいろんな工夫をする中で、高齢者の方の足の確保の道筋は、町としてはつくっていただいていると思えます。そんな中で、これから私も町長も同年代ですので、体は元気でも、やっぱり目がちょっと弱くなったり、耳が弱くなったり、そんなことはよわい重ねるごとに経験をしていくと思えますので、一つ一つ御検討いただき調査を重ねた上で、道筋を探り出していただければ幸いと思えます。

以上をもちまして、私の質問を終わらせていただきます。

○議長（新井邦弘君） 船川京子議員の質問が終わりました。

○議長（新井邦弘君） 以上で、本日の議事日程は終了しました。

明日3月9日も午前10時から本会議を開きます。

本日はこれで散会いたします。

お疲れさまでした。

午前11時52分散会